



News Release

2021年12月10日

株式会社 九州フィナンシャルグループ

九州フィナンシャルグループ「人権方針」の制定について

九州フィナンシャルグループ（社長 笠原 慶久）は、グループ経営理念に掲げる「地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現」に貢献するため、人権に配慮した事業活動を徹底していくことが何より大切であると考え、当社グループにおける「人権方針」を下記のとおり制定しましたので、お知らせいたします。

今後も「人権方針」の実践を通じ、グループ一体で持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

記

<九州フィナンシャルグループ「人権方針」>

条項	内容
1. 国際人権基準の尊重	九州フィナンシャルグループは、「世界人権宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、「子供の権利とビジネス原則」等の人権に関する国際規範に則って人権を尊重、保護します。
2. 適用範囲	本方針は、九州フィナンシャルグループのすべての役職員に適用します。また、お客様やサプライヤー(取引業者)に対しても人権に配慮した企業活動を行うことを求めています。
3. 役職員に対して	九州フィナンシャルグループは、人種や国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、社会的身分、信条、宗教、障がいの有無、身体的特徴などを理由としたあらゆる差別やハラスメント行為を禁止します。昇進プロセスにおいて差別的な取り扱いのないように努めるほか、法令に基づく従業員の団結権及び団体交渉権を尊重します。また、全役職員の人権を尊重し、強制労働を容認せず、長時間労働削減や適切な労働賃金等に努め、全役職員が働きやすい職場を提供するよう行動します。
4. お客様に対して	九州フィナンシャルグループは、お客様のプライバシーを保護・尊重し、サービス提供にあたり差別的な扱いのないよう努めます。提供する金融商品とサービスがお客様の人権に及ぼす負の影響を予め把握し、未然防止や改善などの取り組みに努めます。またお客様と共に人権課題解決に努め、人権への負の影響を及ぼす可能性のある事業に投融资を行わないように努めます。

<p>5. サプライヤー (取引業者)に対して</p>	<p>九州フィナンシャルグループは、サプライヤーに対しても、人権を尊重し、侵害しないことを求めています。サプライヤーにおいて人権侵害が発生している場合は、九州フィナンシャルグループとして適切に対応するとともに、サプライヤーにも適切な対応をとるよう働きかけます。</p>
<p>6. 管理・推進体制</p>	<p>九州フィナンシャルグループの人権方針は、取締役会にて決定し、必要に応じて見直しを行います。人権方針に関する取り組み状況は定期的にサステナビリティ推進委員会と取締役会に報告します。役職員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深め、本方針がすべての事業活動において考慮され、効果的に実行されるよう、役職員への人権啓発研修を実施する等幅広い人権啓発に取り組みます。</p>
<p>7. 救済措置</p>	<p>九州フィナンシャルグループは、人権に関する相談枠組みを構築しています。お客様に対して、個人情報や提供する金融商品・サービスに関する人権の負の影響を感じた方からの苦情相談を受け付けています。役職員への差別やハラスメント行為等の人権侵害に対する内部通報窓口を設けており、匿名での相談にも適切に対応を行っております。</p>
<p>8. ステークホルダーとの対話</p>	<p>九州フィナンシャルグループは、関連するステークホルダーと継続的に対話し、人権尊重の取り組みの改善と向上に努めています。</p>

※なお、[グループのSDGsへの取り組み](#)の詳細はホームページをご覧ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
九州フィナンシャルグループ 経営企画部
担当：西田・福島
TEL：096-326-5588